

### **3. 土砂災害防止法に基づく 施策の取り組み状況について**

# 土砂災害警戒区域と土砂災害危険箇所

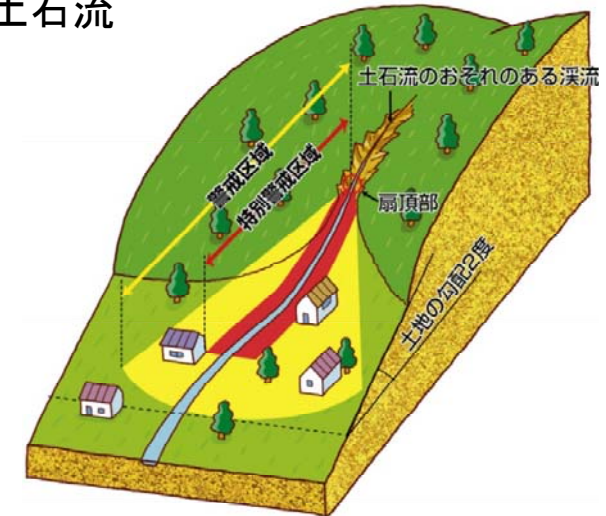
## 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき指定された区域  
(法律に基づいた調査によるもの)

### 【区域の定義】

急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域 (第6条)

例: 土石流



## 土砂災害危険箇所

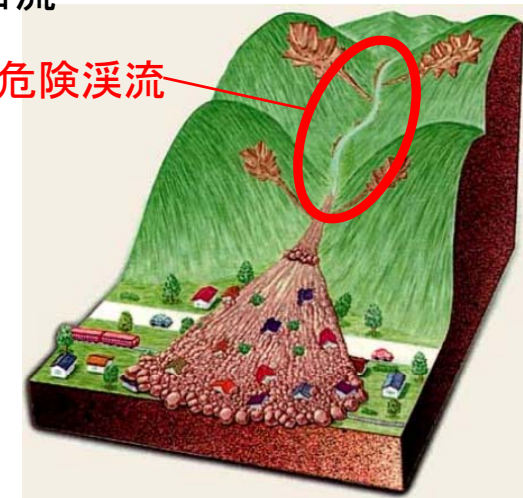
国土交通省の要請により各都道府県が調査を実施したもの  
(法的な位置づけはない)

### 【箇所の定義】

土石流、地すべり、急傾斜の崩壊が発生するおそれがある箇所 (それぞれ、土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所と定めている)

例: 土石流

土石流危険溪流

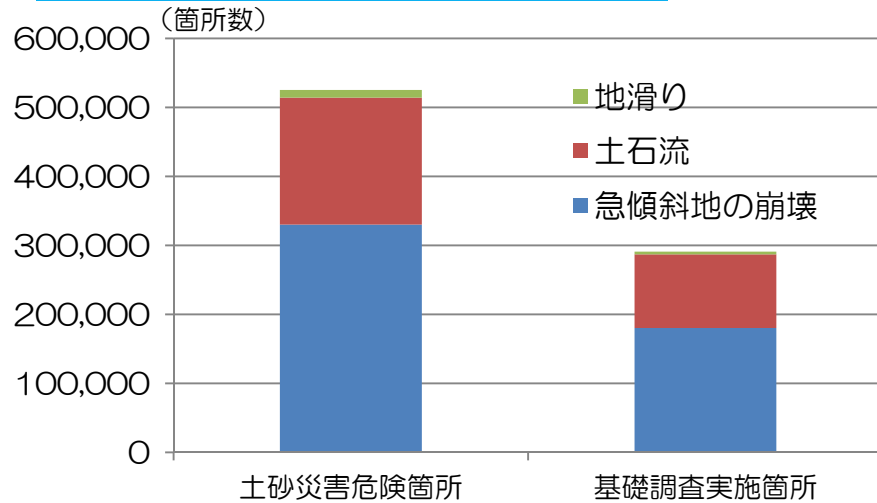


# 基礎調査の進捗状況(第4条 基礎調査)

- 基礎調査は、土砂災害危険箇所約52万5千箇所に対し、約29万箇所実施
- 基礎調査が完了した自治体は全国で28県271市町村

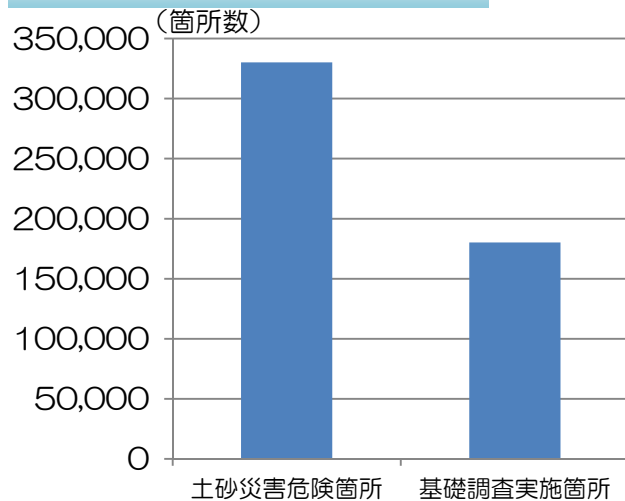
## 全国の基礎調査の実施状況

(H23.3.31時点)

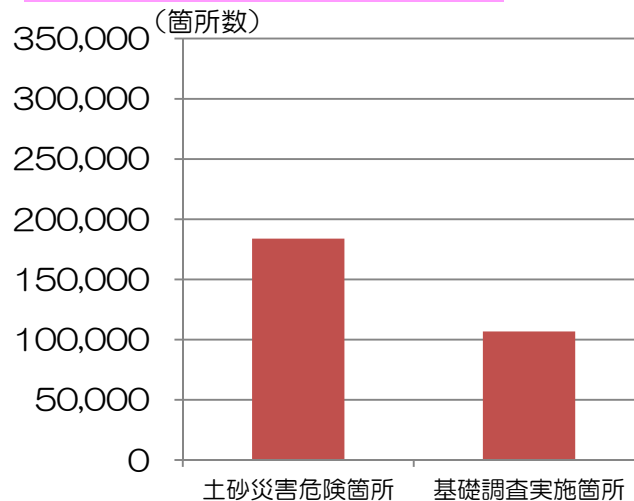


	全箇所	急傾斜地の崩壊	土石流	地滑り
基礎調査実施箇所	290,878	180,166	106,777	3,935
【参考】土砂災害危険箇所	525,307	330,156	183,863	11,288

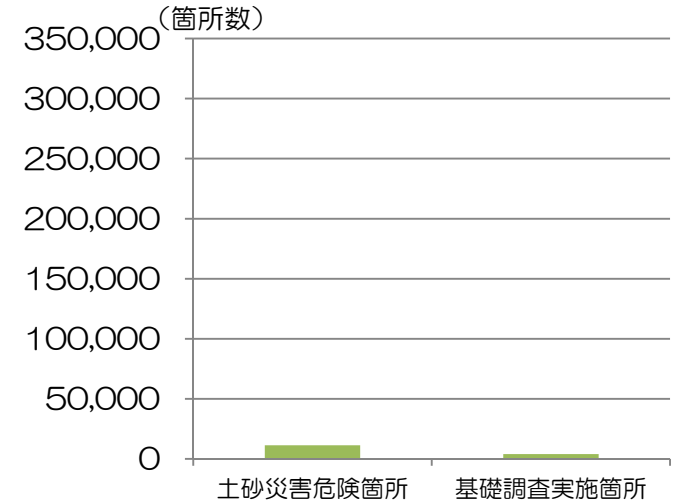
### 急傾斜地の崩壊



### 土石流

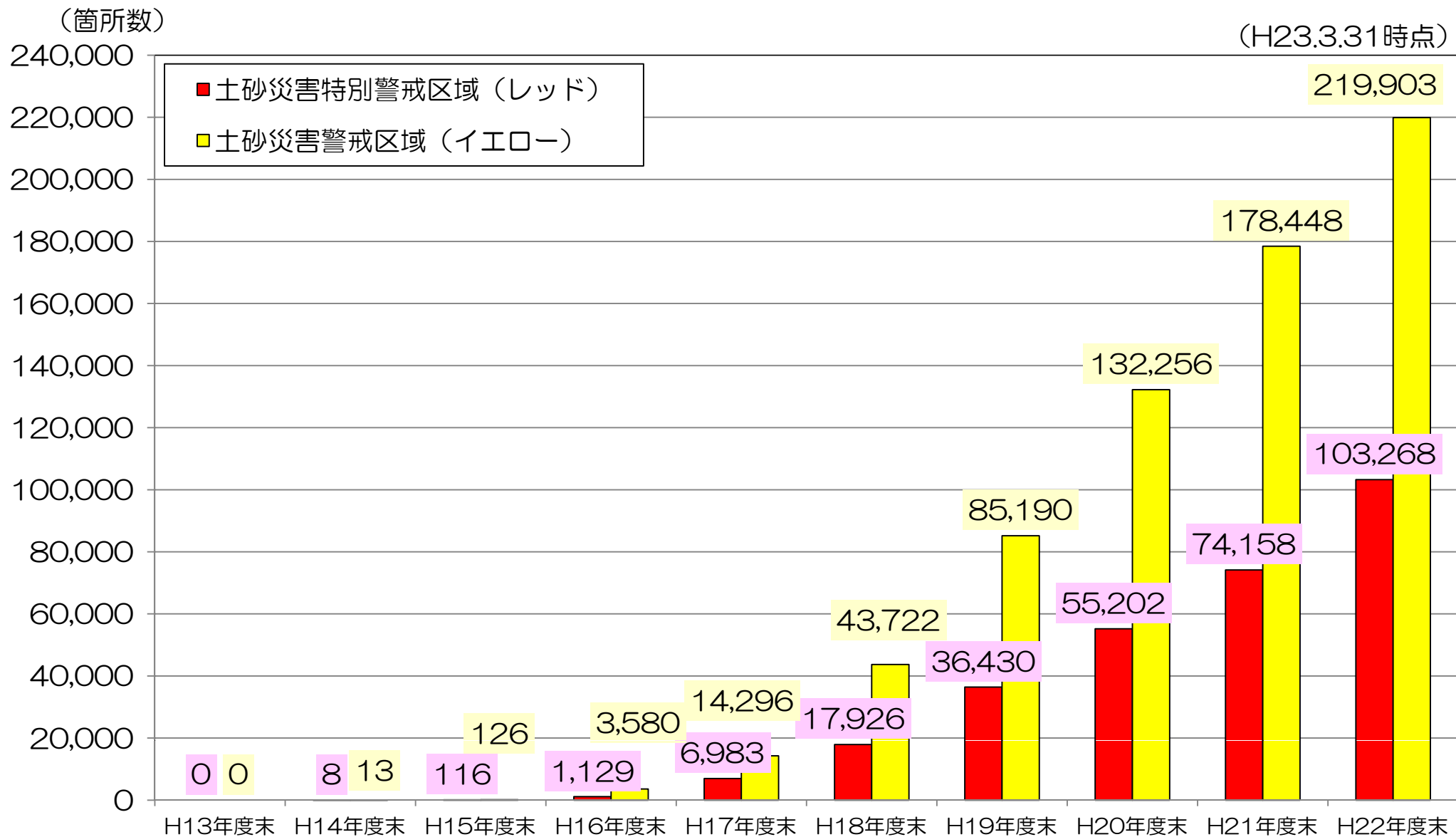


### 地滑り



# 土砂災害警戒区域の指定状況( 第6条 土砂災害警戒区域 第8条 土砂災害特別警戒区域 )

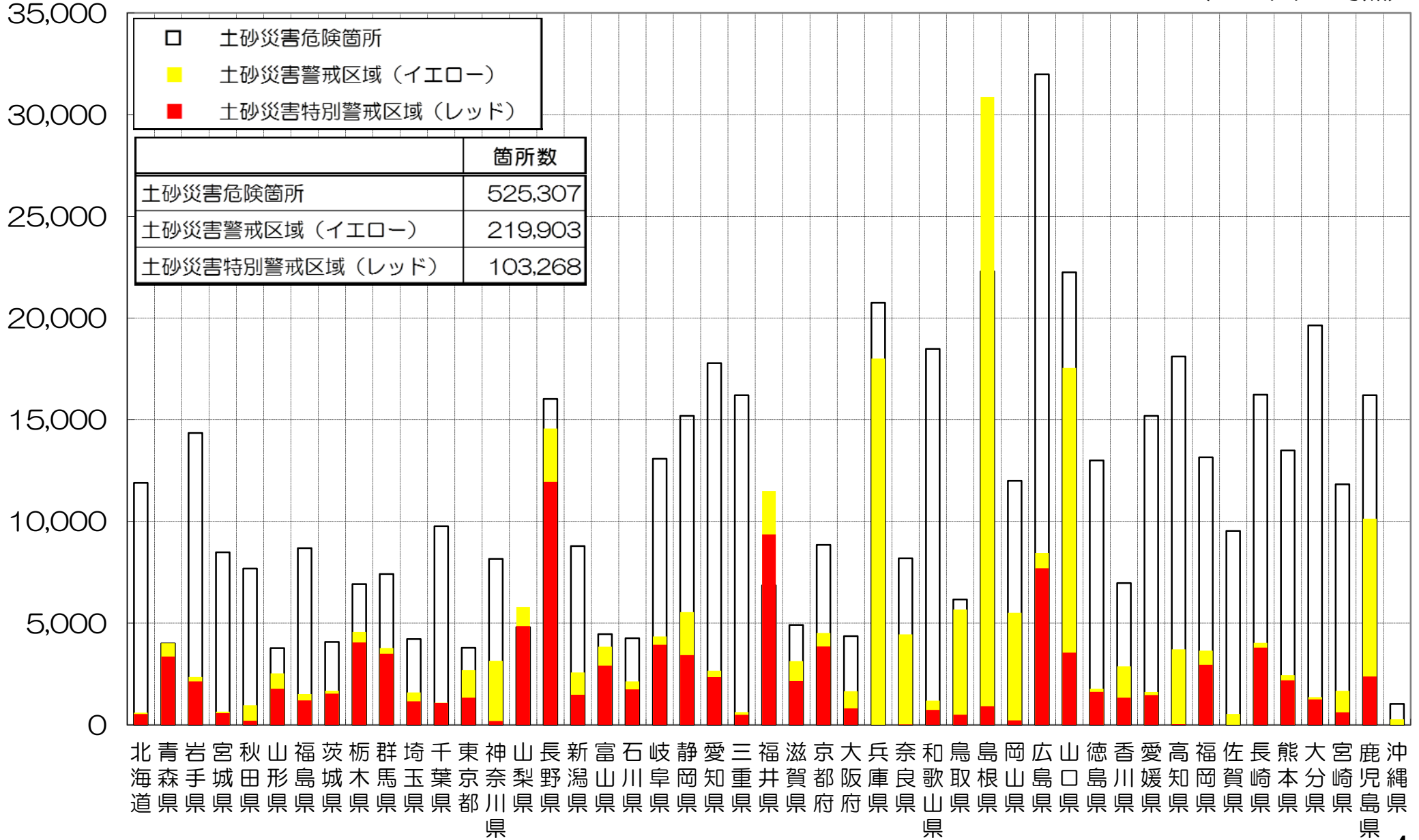
- 土砂災害警戒区域は、土砂災害危険箇所約52万5千箇所に対し、約22万箇所を指定



# 各都道府県における土砂災害警戒区域等の指定状況(第6条 土砂災害警戒区域 第8条 土砂災害特別警戒区域)

(箇所数)

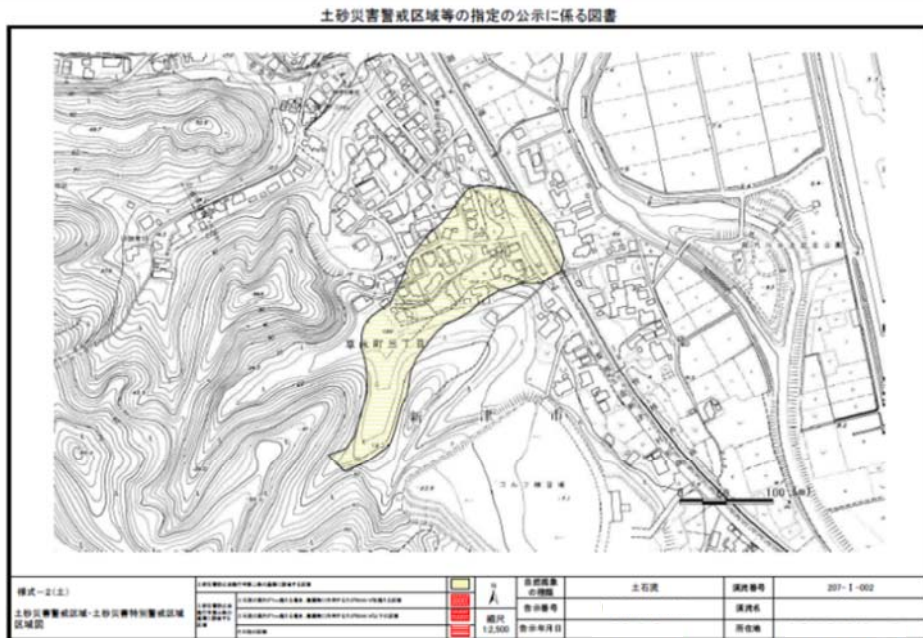
(H23.3.31時点)



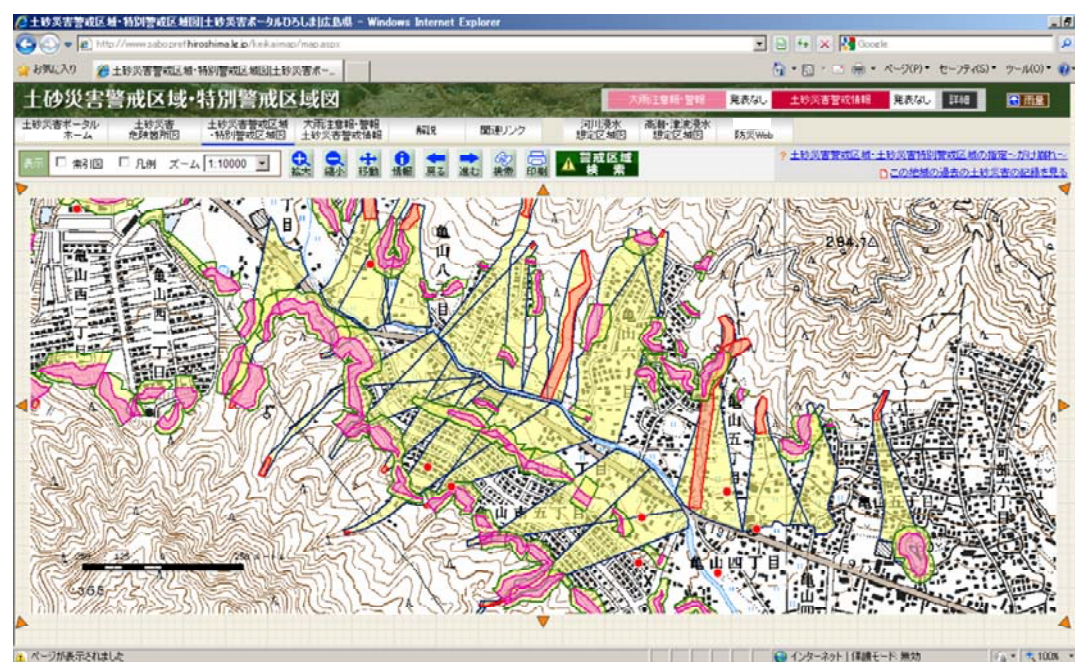
# 土砂災害警戒区域等の公表状況( 第6条 土砂災害警戒区域 第8条 土砂災害特別警戒区域 )

- 第6条、第8条に基づく、都道府県の公報への掲載による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定の公示は、すべての都道府県において実施
- また、すべての都道府県において土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域をインターネットで公開しており、うち44の都道府県は指定の範囲が分かる図面も公開

## 公示図書の図面を掲載したインターネットによる公開事例



## GISを活用したインターネットによる公開事例



# 警戒避難体制の整備(第7条 警戒避難体制の整備等)

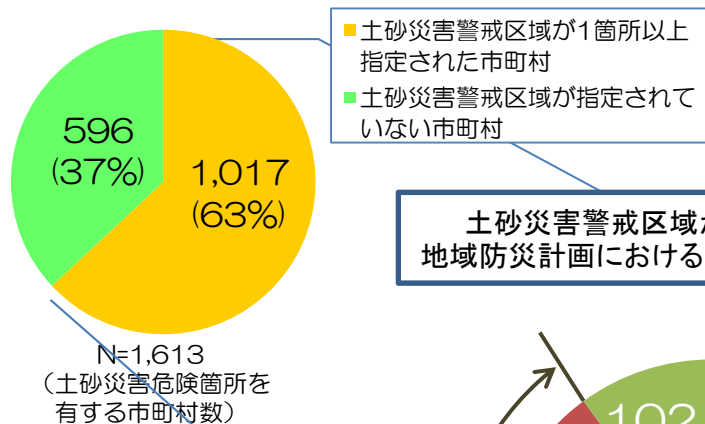
- 土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画において、土砂災害にかかる警戒避難体制が記載されている市町村は90%
- そのうち、国土交通省砂防部より、記載する事項として示した項目(下記)すべてについて記載されている市町村は12%

土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画における警戒避難体制の記載状況

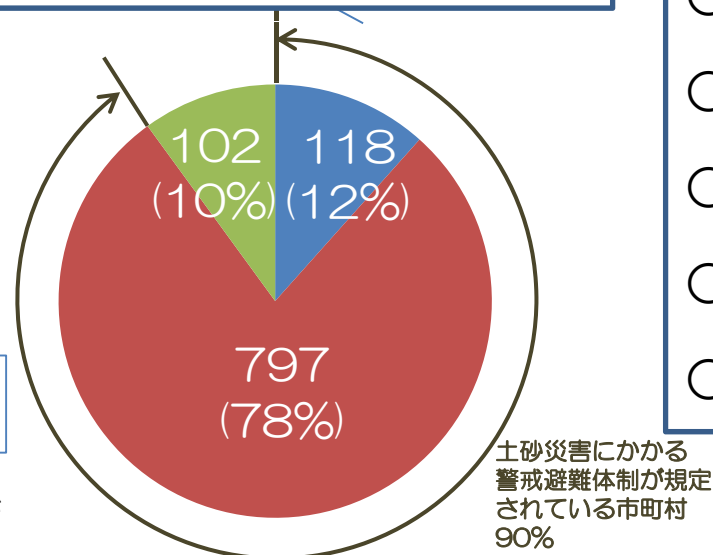
土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画における警戒避難体制に関して記載すべき項目についての記載状況

土砂災害危険箇所を有する市町村のうち、土砂災害警戒区域が指定された市町村

(H23.3.31時点)



土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画における警戒避難体制の記載状況



■ すべての項目を記載  
■ 一部の項目を記載  
■ 記載無し

N=1,017 (土砂災害警戒区域が指定された市町村数)

(H23.3.31時点)

- 避難勧告等の発令基準 (土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準) . . . 53%
- 土砂災害警戒区域等 . . . 73%
- 避難勧告等の発令対象区域 . . . 22%
- 情報の収集及び伝達体制 . . . 70%
- 避難所の開設・運営 . . . 47%
- 災害時要援護者への支援 . . . 61%
- 防災意識の向上 . . . 72%

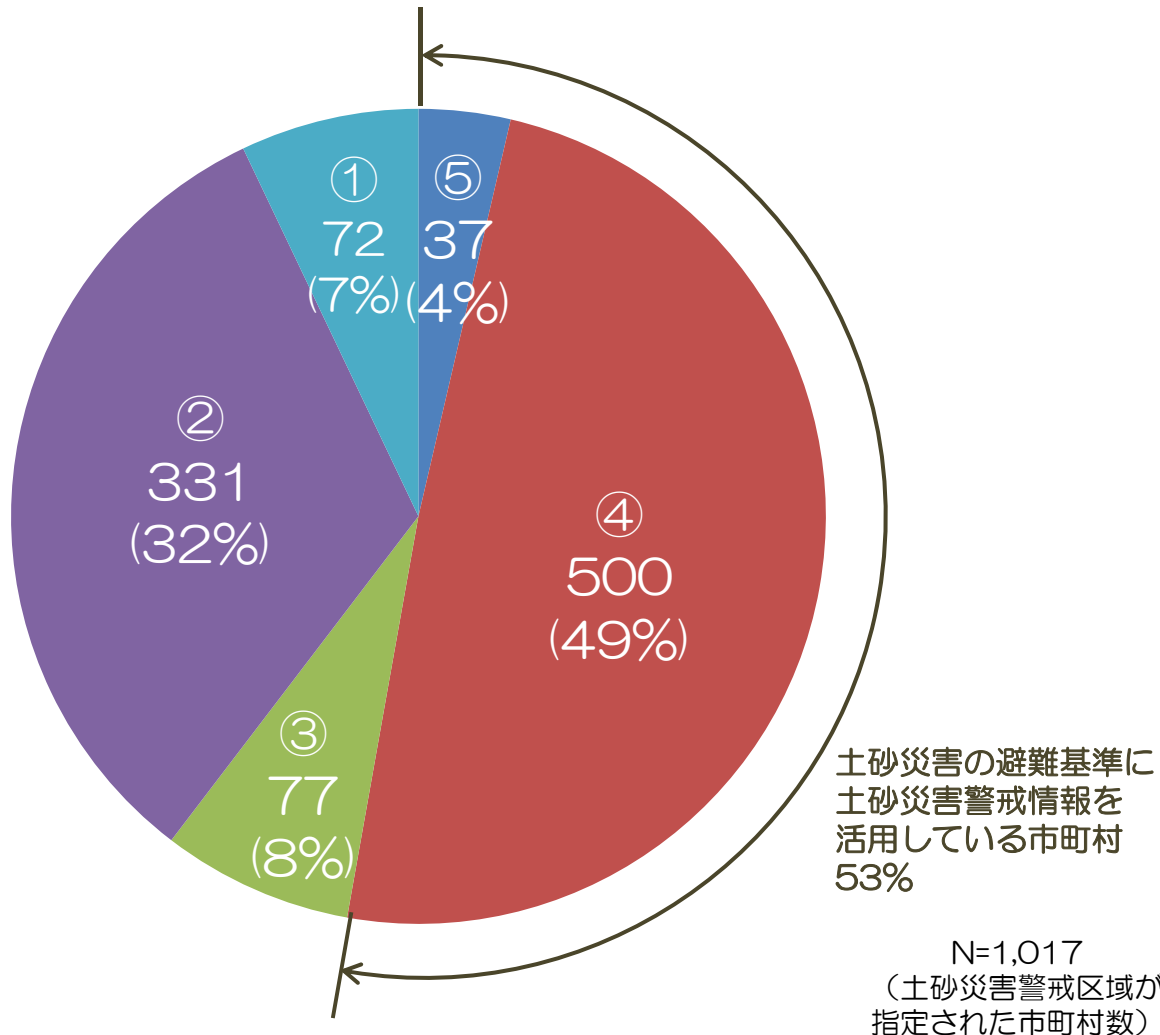
N=1,017 (土砂災害警戒区域が指定された市町村数)

# 【参考】警戒避難体制の整備(第7条 警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画において、土砂災害の避難基準に土砂災害警戒情報を活用している市町村(⑤及び④)は53%

## 市町村区の地域防災計画における 避難勧告発令基準の設定状況

(H23.3.31時点)



## ■記載状況

- ⑤ 土砂災害警戒情報が発表された時、避難勧告を発令する。
- ④ 土砂災害警戒情報が発表された時、前兆現象が認められた時、災害が発生した時などにおいて、状況を総合的に判断して避難勧告を発令する。
- ③ 具体的な基準は記載してあるが、土砂災害警戒情報の記載がない場合。
- ② 「土砂災害の恐れが高まった」など定性的な判断により避難勧告を発令する。
- ① 避難勧告に関する記載なし。

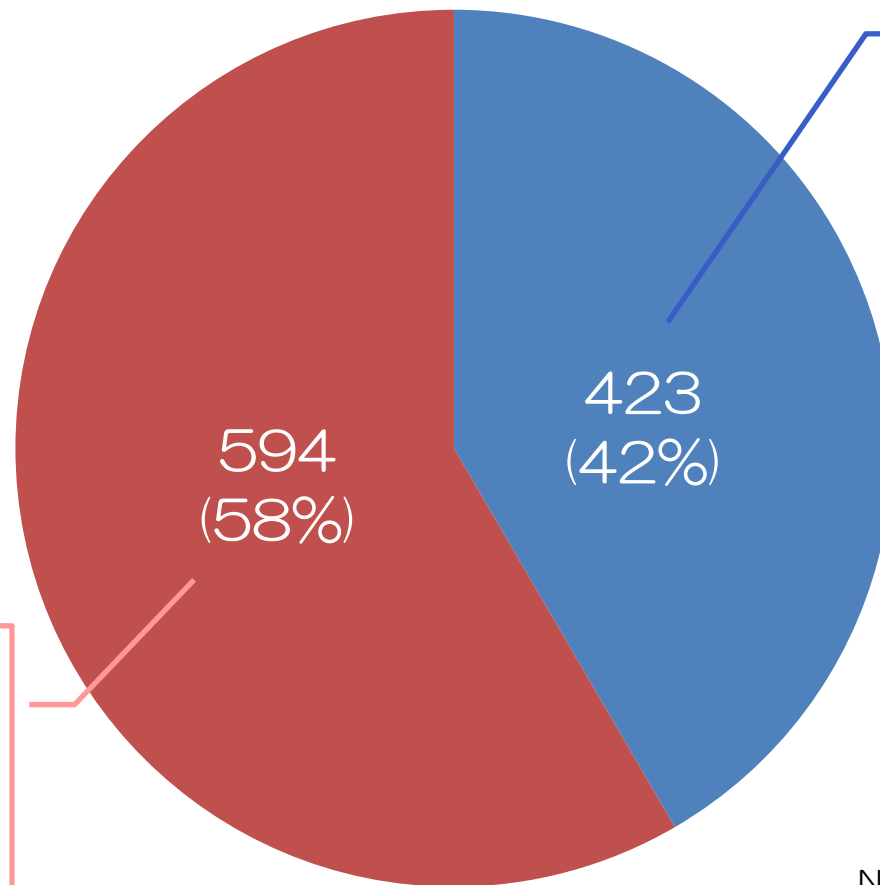


# 警戒避難体制の整備(第7条 警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害警戒区域が指定された市町村において、土砂災害防止法第7条第3項に基づくハザードマップを印刷物の配布等で公表している市町村は42%

土砂災害警戒区域を指定した市町村におけるハザードマップの公表状況

(H23.3.31時点)



土砂災害防止法第7条3項に基づく、土砂災害ハザードマップ公表済みの市町村

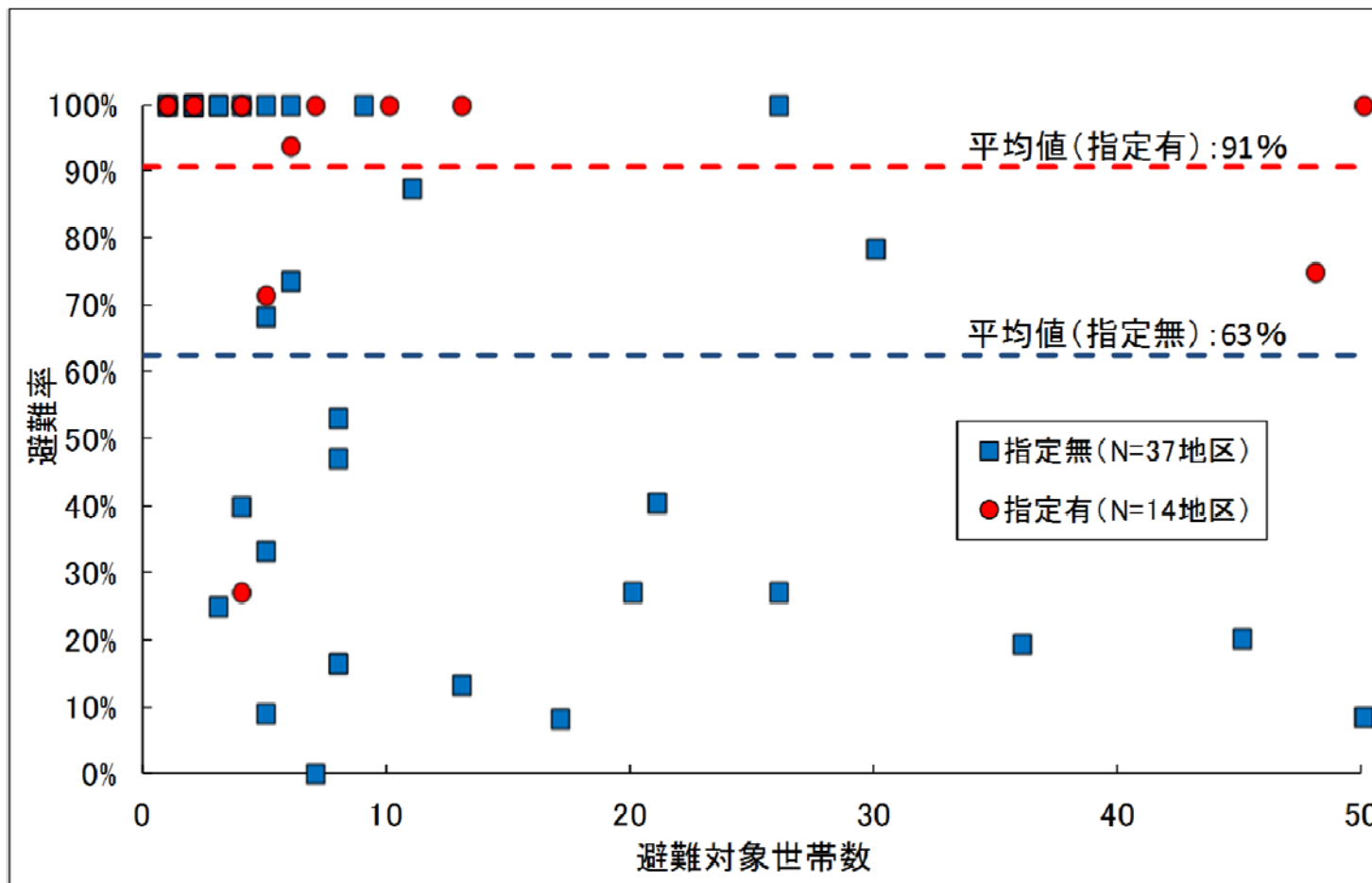
土砂災害警戒区域が指定されている市町村のうち、土砂災害防止法第7条3項に基づく、土砂災害ハザードマップ未公表の市町村

N=1,017  
(土砂災害警戒区域が指定された市町村数)

## 【参考】土砂災害警戒区域等の指定による避難促進効果(第7条 警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害警戒区域等が指定されている地区では、指定されていない地区に比べて、避難勧告や避難指示に対する住民の避難率(避難対象人数に対する実際に避難した人数の割合)が高い

### 地区ごとに算出した土砂災害警戒区域等の指定の有無別の避難率



○国土交通省の災害情報をもとに、国土技術政策総合研究所が調査

- 調査対象とした災害
- ・平成21年7月 中国・九州北部豪雨による災害
  - ・平成21年8月 台風9号による災害
  - ・平成22年6月17日からの梅雨前線による災害
  - ・平成22年7月2日からの梅雨前線等による災害
  - ・平成22年10月 奄美大島における大雨等の災害

# 【参考】土砂災害警戒区域等の指定による効果事例(第7条 警戒避難体制の整備等)

## 鹿児島県垂水市二川地内の土砂災害の事例 (H19. 7. 14)

土石流により人家4戸と郵便局が全壊する被害が発生したが、  
住民は事前に避難していたため、人的被害なし。

### 【指定】

平成19年3月30日 土砂災害警戒区域指定

### 【災害の経緯】

平成19年7月13日 14:00 避難勧告発令(二川地区212世帯、471人)

15:30 土砂災害警戒情報発表

14日 12:00 土石流発生

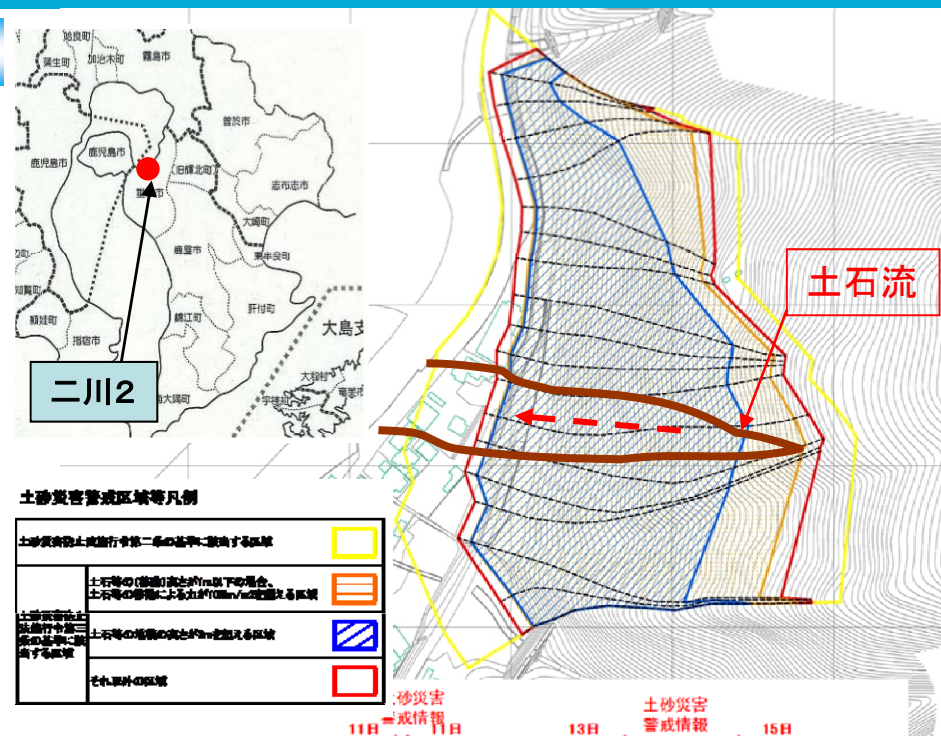
15日 4:05 土砂災害警戒情報解除

### 【避難勧告発令理由】

台風4号の接近、及びそれまでの前期降雨を考慮し、土砂災害警戒情報の発表前であったが避難勧告を発令した。

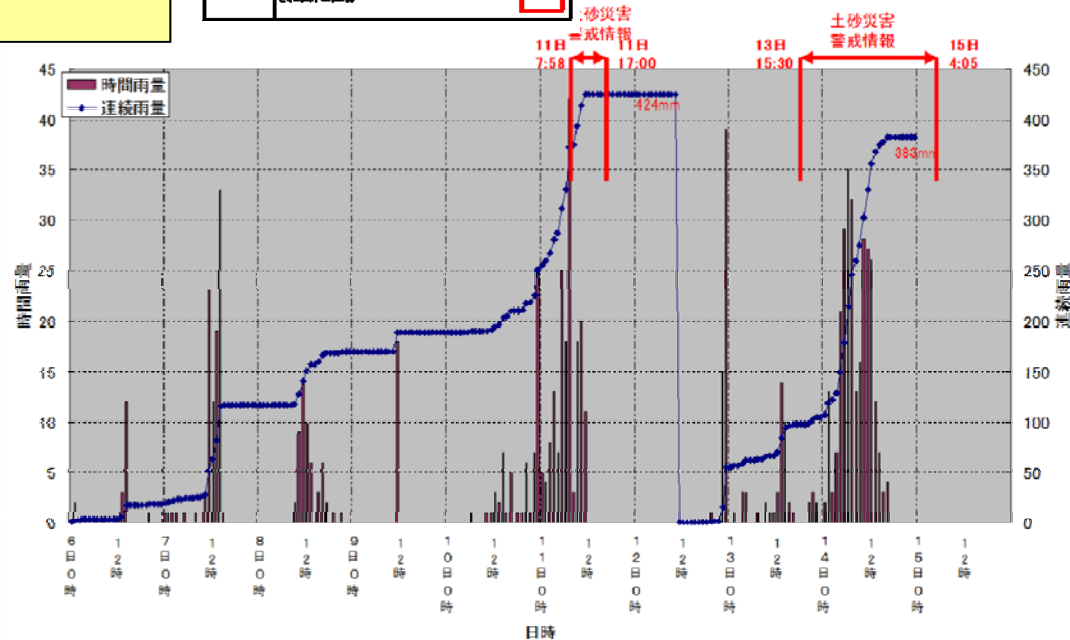
### 【避難勧告のタイミング、発令地区の考え方】

土砂災害警戒情報発表前であったが、避難時間を確保するために早めに発令した。発令地区は土砂災害警戒区域等を対象とした。



### 土砂災害警戒区域を指定したことによる効果

・土砂災害警戒区域を指定したことにより、被害のおそれのある地区に的確に避難勧告を発令できた



# 【参考】土砂災害警戒区域等の指定による効果事例(第7条 警戒避難体制の整備等)

## 静岡県小山町湯船地区の土砂災害の事例 (H22. 9. 8 台風9号)

土石流により人家6戸に家屋半壊等の被害が発生したが、**住民は事前に避難していたため、人的被害なし。**

### 【指定】

平成21年1月30日 土砂災害警戒区域指定(平成20年10月 住民説明会開催)

### 【災害の経緯】

平成22年9月8日	8:32	大雨警報発表
	10:35	土砂災害警戒情報発表
	11:07	災害対策本部の設置
	15:30	自主避難(避難場所:湯船公民館)
	16:00頃	<b>土石流発生</b>
	19:50	土砂災害警戒情報解除

### 【避難の概要】

朝より降り続いた雨は、15時頃から豪雨となり、住民は湯船公民館へ自主的に避難を開始。人的被害がなかった要因として、降雨が昼間であり円滑な避難ができたことや、昭和47年の災害経験から、住民の災害に対する意識が高く自主避難に繋がった。

### 土砂災害警戒区域を指定したことによる効果

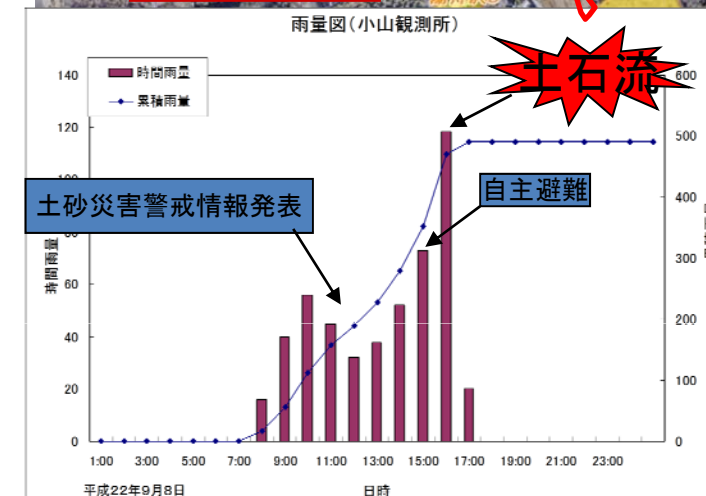
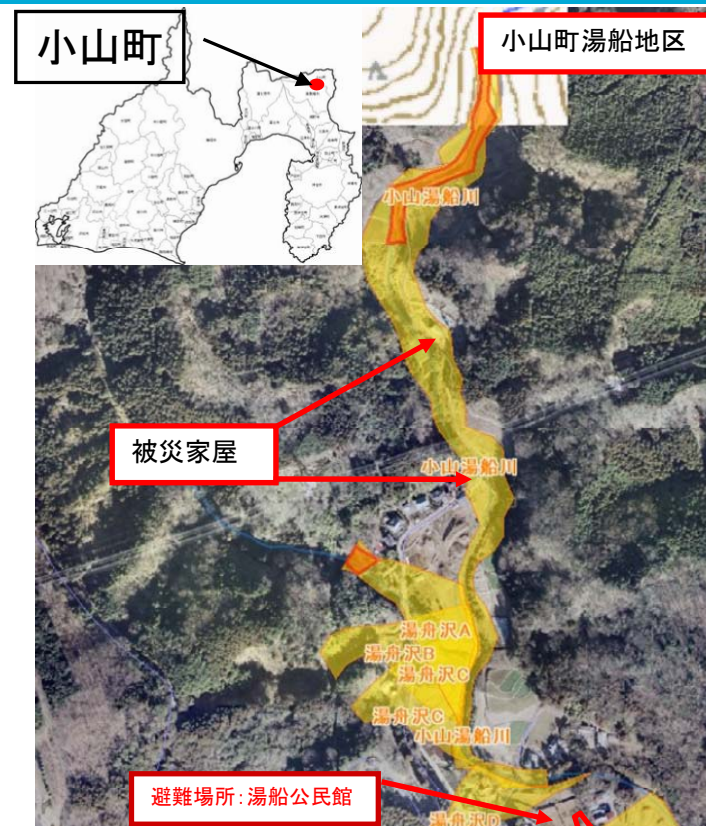
- 小山町では、**土砂災害警戒区域の指定**を受けて、H21、H22に県、町、自治会が連携した土砂災害防災訓練を実施し、住民の防災意識が向上した
- 住民は、**土砂災害警戒区域指定時の説明会**により、土石流の危険性を認識しており、大雨により自主避難した



被災した家屋



既設砂防堰堤による  
流木の捕捉状況



# 特定開発行為の規制(第9条 特定開発行為の制限)

- 事前に相談が行われた24件のうち、5件において計画を修正して、特定開発行為に該当しないよう安全な計画に見直しが行われた

特定開発行為の許可申請に関して  
都道府県の砂防部局が事前に相談を受けた件数

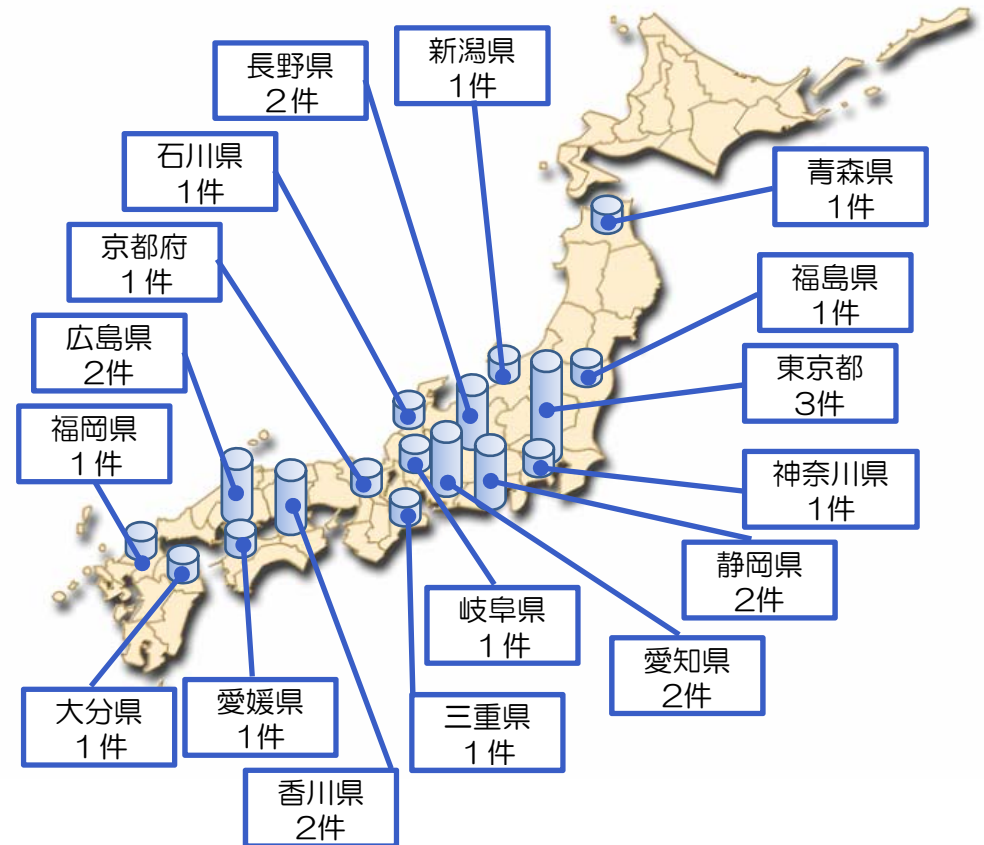
(H23.3.31時点)

## 全国で24件の相談実績

### 【相談結果の内訳】

- 安全対策を講じて開発を許可・・・5件
- 申請に至らなかった・・・9件
  - ・土砂災害特別警戒区域内での  
開発行為にならないよう、計画を見直し・・・5件
  - ・特定開発行為に該当しなかった・・・4件
- 現在相談中・・・2件
- 不明(相談後、開発業者からの連絡がない等)・・・8件

## 都道府県別



# 特定開発行為の規制(第9条 特定開発行為の制限)

- 土砂災害特別警戒区域で特定開発行為が行われたのは5件
- 土砂災害のおそれがある斜面を切土により斜面を低くしたり、対策工事を実施する等により、安全を確保する計画であることを確認した場合に申請を許可

## 特定開発行為の許可の実績

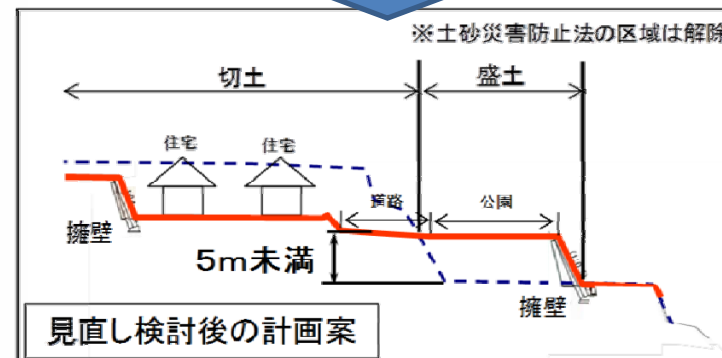
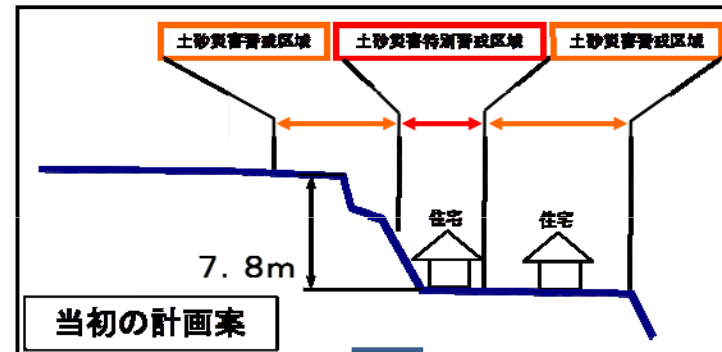
(H23.3.31時点)

合計 5件



## 実際に行われた特定開発行為の事例

土砂災害防止法の急傾斜地の指定基準(抜粋)  
・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域



凡例

— 当初計画の地盤

— 見直し後の計画の地盤

土砂災害特別警戒区域を含む土地の開発にあたり、土砂災害の発生のおそれがある斜面を低く切ることにより、土砂災害のリスクを軽減

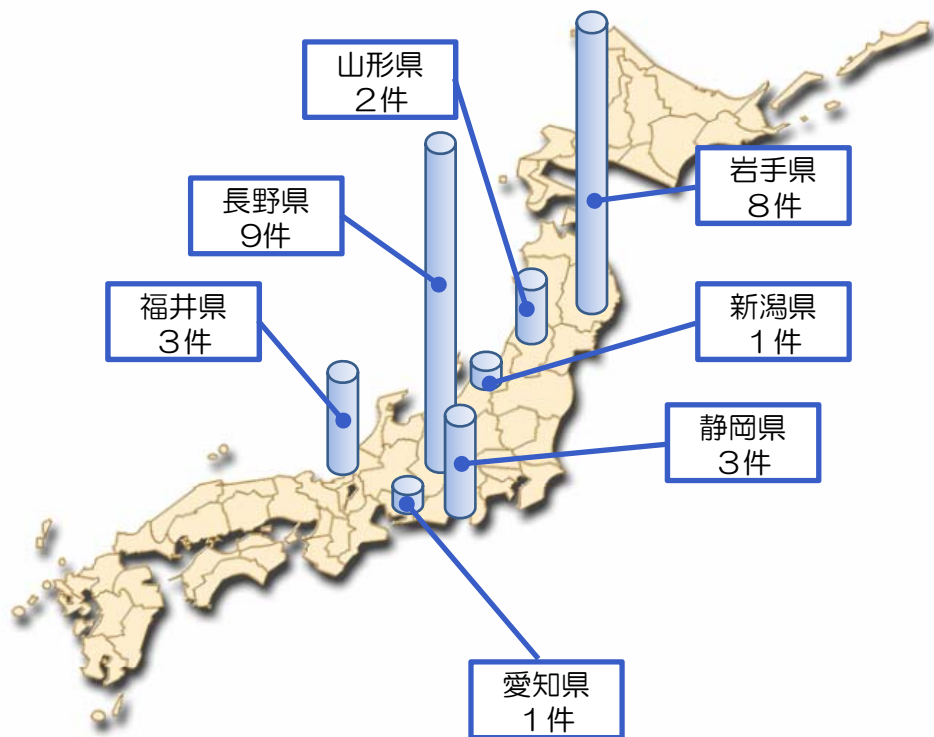
# 移転支援(第25条 移転等の勧告)

- 土砂災害特別警戒区域から移転が行われたのは全国で27件
- 上記の移転においては、全ての事例で住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)が活用されている

## 移転実績

合計 27件

(H23.3.31時点)



## 移転事例

